

オフィスガード

法人火災共済保険

リーズナブルな保険料で、火災・落雷・破裂・爆発から風災・水災等の自然災害まで幅広く保障 団体・組合の大切な財産を守ります 安心の全労済協会(全労済グループ)にご相談ください



なるほど〜

オフィスガードの特長

再取得価額 による 安心の保障

建物の再建・補修、 動産の再取得・修理に 必要な保険金を お支払いします

分かりやすい シンプルな 保障内容

事務所に潜むリスクに備え 必要性の高い保障範囲を パッケージ

> 複雑な特約の選択は 不要です

リーズナブルな 保険料

非営利団体の 全労済協会だからこそできる リーズナブルな保険料

> 団体・組合財政の 強い味方です

厚生労働大臣認可の火災保険 認可取得日 2013年3月19日 認可番号 厚生労働省発基0319第16号

1982年から前身の「団体建物火災共済」を実施

2013年から認可特定保険業の 【法人火災共済保険】として リニューアルしました

勤労者福祉にかかる 団体専用の火災保険

ご契約いただくことにより 日本全国の労働組合など 勤労者福祉にかかる団体間での 助け合いの輪が広がります

保険料のお見積り例



東京都(中央エリア)

鉄筋コンクリート造 20坪(66㎡)の賃貸物件

- ・建物が自己所有ではないため「建物契約」は不要
- ·動産契約100口(保険金額1,000万円)

保険料

動産の保険金額 1,000万円の場合 2,200円 気

大阪府(近畿エリア)

鉄骨(耐火被覆)造 60坪(198㎡)の自己所有物件

- · 建物契約350口(保険金額3.500万円)
- 合計保険金額 ·動産契約150口(保険金額1.500万円)

5,000万円の場合 20,000円 気

宮城県(東北エリア)

鉄骨(耐火被覆)造 600坪(1,980㎡)の自己所有物件

- ・建物契約2.000□(保険金額2億円)
- 動産契約1,000口(保険金額1億円)

合計保険金額 3億円の場合 126,000円 登払

※建物の所在地(都道府県による8ブロック:北海道・東北・中央・中部・近畿・中国・四国・九州沖縄)および建物の構造により保険料率が異なります。 ※詳しくは差し込みの保険料単価一覧表をご覧ください。

保障の範囲

火災等



火災



落雷



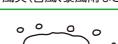
破裂·爆発

航空機の墜落・

航空機からの物体の落下

風水災等







雹災

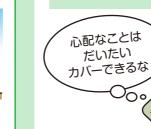
水災











消火設備がある場合の保険料割引 ご契約の物件に、全労済協会が定める「消火設備割引の適

屋外消火栓設備 B屋内消火栓設備 5%割引 C消防ポンプ設備 5%割引 Dスプリンクラー設備 5%割引

※1口(保険金額10万円)あたりの保険料単価に上記割引率を乗じ、1円未満は切り捨てます

長期契約のお得な保険料

2年契約の保険料

1年契約の保険料×1.8

3年契約の保険料 1年契約の保険料×2.5

※1円(保険金額10万円)あたりの保険料単価に上記係数を乗じ、1円未満は切り捨てます

お支払いする保険金の種類と金額

1.損害保険金









① 火災等

損害額を保険金としてお支払いします。









②風水災等

損害額を保険金としてお支払いします。

ただし、「2.000万円」または「保険金額の20%」いずれか低い額を限度とします。



③車両の飛び込み

損害額を保険金としてお支払いします。

ただし、「200万円」または「保険金額の10%」いずれか低い額を限度とします。



4) 盗難

損害額を保険金としてお支払いします。

ただし、「1回の事故につき300万円」および「1個または1組につき100万円」を限度とします。

※②風水災等、④盗難については、5,000円(1個または1組ごと)を超える損害があった場合にお支払いの対象となります。

2.費用保険金

⑤失火見舞費用

失火見舞費用を保険金としてお支払いします。

ただし、1回の事故につき「100万円」または「保険金額の10%」いずれか低い額、

かつ、被災世帯1世帯あたり40万円を限度とします。

※左記①火災等により第三者への見舞金費用が発生した場合にお支払いの対象となります。



6残存物取片づけ費用

残存物取片づけ費用を保険金としてお支払いします。

ただし、1回の事故につき「保険金額の10%」を限度とします。

※左記①火災等、②風水災等により残存物取片づけ費用が発生した場合にお支払いの対象となります。

3.地震等見舞金(建物契約がある場合のみ)



保険金額の10%を見舞金としてお支払いします。

半損の場合

ただし、300万円を限度とします。

保険金額の 5%を見舞金としてお支払いします。

一部損の場合

ただし、150万円を限度とします。

保険金額の 1%を見舞金としてお支払いします。

ただし、30万円を限度とします。

保険の対象である建物に100万円を超える損害が生じた場合に、損害の程度に応じて地震等見舞金を支払います。

保険金をお支払いできない主な場合

下記に該当する原因により損害が発生した場合には、保険金をお支払いすることができません。主な場合を記載しておりますので、詳しくは「法人火災共済保険普通保険約款」をご覧ください。

- (1)被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

保険料お見積書

(3)地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震等見舞金を除く)

- (4)核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (5)燃焼機器、暖房機器、電器機器等の過熱等によって生じた当該機器のみの損害

※建物契約があり、地震等(地震・噴火・津波)により、

(6)保険の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難

お見積りからご契約までの流れ

契約申込書

全労済協会

団体さま

『保険料見積 依頼書』のご提出 (FAXまたはHP)

見積りご依頼に 必須の情報

- ■物件の住所
- ■建物の構造
- ■専有而積

全労済協会

団体さま

ご検討の上、全労済協会へご連絡 (TELまたは電子メール)

で連絡 いただく 必須の項目

- ■契約年数(1年·2年·3年)
- ■加入□数(保険金額)

団体さま

『契約申込書』に必要事項を記載、 代表者印を押印の上、ご返送

同時にご提出 いただく書類

■建物の構造および専有面積が記載された 「賃貸借契約書」、「建築確認申請書」、

『不動産売買契約書』、『登記簿謄本』等 (ご提出が困難な場合には、ご相談ください)

保険証券

保険料払込のご案内

全労済協会

険料は一 「後払 い 」です 契約 更新時も

、または、口座振替 による保 お

同様です

1.ご契約できる団体

- ①労働組合およびその連合会
- ②生活協同組合およびその連合会
- ③労働金庫およびその連合会
- ④中小企業勤労者福祉サービスセンター、勤労者共済会、勤労者互助会
- ⑤全労済協会が①~④に準ずると認めた団体

2.ご契約できる金額

- ①建物の用涂、動産の内容
- ②建物の構造
- ③建物の面積(賃貸などの場合は専有面積)により異なります。 契約基準表の範囲内でご契約(保険金額の設定)ができます。

3.ご契約の対象

労働組合などの団体が所有する「建物」または「什器・備品などの動産」が対象となります。 借家、貸事務所などの場合は、「借りている建物に収容されている動産」が対象となります。

- ●ご契約の対象となる建物〈例〉
- (1) 一般物件

労働組合などの事務所、店舗、会議室、集会場、病院、療養所、食堂、喫茶店、保養所 (ホテル・ハイツ)、倉庫、車庫、貸事務所、会館など

(2) 住宅物件

労働組合などが所有している専用住宅

●ご契約の対象となる動産〈例〉

机、椅子、書庫、キャビネット、ロッカー、金庫、パソコン、テレビ、コピー機、輪転機、 電話機、FAX、シュレッダー、冷蔵庫、スピーカー、応接セットなどの什器・備品

4.ご契約の対象とならないもの

- (1)建物の基礎工事部分
- (2)建物に付属しない屋外設備、装置
- (3)門、塀、垣その他の工作物
- (4)リース物件
- 2.動産

(1)次のものは、動産に含まれません。

通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物、貴金属、宝石、宝玉 および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品、稿本、設計図、図案、ひな形、 鋳型、証書、帳簿その他これらに類する物、自動車、原動機付自転車、商品その他 これらに類する物、家畜、家きんその他これらに類する物、盆栽、庭木、草花その他 これらに類する物、リース物件

(2)盗難(盗難による盗取、損傷または汚損を含む)の場合には、上記(1)に加え、 次のものは、動産に含まれません。

携帯用OA機器(ノート型パソコン、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、 ワープロ、小型プリンター等)、ソフトウェアおよびデータ類(アプリケーション、 プログラム、市販ソフトウェア、マスターテープ、マスターデータ等)、 移動式通信機器(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器、自転車

5.保険料と保険期間

1.保険料

1年間の保険料は、1口(保険金額10万円)あたりを基準として、

- ①建物の用途、動産の内容
- ②対象物件の所在地
- ③建物の構造
- により決定されます。
- 2.保険期間

保険期間は、申込日の翌日以降、ご指定の日(保険始期)から「1年」、「2年」、「3年」の いずれかとなります。

「保険始期」が月の1日ではない場合、「保険終期」は応当月の属する月の末日となります。

ご契約の後に、次の事項が発生した場合には、速やかに全労済協会までご通知ください。

6.通知が必須となる事項

(1)質権を設定するとき。

または、増改築するとき。

(2)質権が消滅するとき。

(4)建物の用途を変更、

- (3)保険の対象を移転するとき。
- (6)建物が空家となるとき。
 - (7)保険の対象を譲渡したとき。
 - (8)保険契約者の代表者・住所・通知先を 変更したとき。

(5)建物内で行われる作業を変更したとき。

保険料見積りのご依頼は 「FAX」または「HP」でお気軽に

FAX

03-5351-0421

HP

HPアドレス

https://www.zenrosaikyokai.or.jp/mutual/officeguard/

全労済協会 オフィスガード

検索

保険料見積りの ご依頼に 必須の情報

- ・物件の住所
- ・建物の構造〈賃貸などの場合には建物所有者などにご確認〉
- ・専有面積〈賃貸などの場合には実際に借りている面積〉

差し込みの【保険料見積 依頼書】をFAXしてください

消火設備割引の適用基準とご契約時に必要な提出書類

設備		適用基準	必要書類
Α	屋外消火栓設備	貯水槽の容量が60m以上あり、正常に作動すること。	『屋外消火栓設備点検票』のコピー
В	屋内消火栓設備	貯水槽の容量が12m以上あり、正常に作動すること。	『屋内消火栓設備点検票』のコピー
С	消防ポンプ設備	貯水槽の容量が72m以上あり、正常に作動すること。	『動力消防ポンプ設備点検票』のコピー
D	スプリンクラー設備	貯水槽の容量が16㎡以上あり、正常に作動すること。	『スプリンクラー設備点検票』のコピー

※消火設備割引については全労済協会までお問い合わせください。

